

食費・部屋代の負担軽減制度

申請・問い合わせ先／市役所長寿課介護保険係 TEL.76-8144

介護保険では、低所得のかたが介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)や短期入所生活介護(ショートステイ)を利用する場合、食費・部屋代の負担軽減を行っています。



利用者負担段階と負担限度額

(日額)

利用者負担段階	対象者	居住費(滞在費)				食費
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	▼生活保護受給者 ▼本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間80万円以下のかた	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、利用者負担第2段階以外のかた	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
第4段階	上記以外のかた	負担限度額なし (居住費(滞在費)、食費の軽減制度の適用なし)				

※従来型個室の()内の金額は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)に入所またはショートステイを利用した場合の額

手続き方法

更新手続きが必要なかたには負担限度額認定申請書を6月中旬に送付しています。必要に応じて手続きしてください。また、申請時には預貯金などが確認できる書類(通帳の写しなど)の提出が必要です。

負担限度額認定は、申請のあった月の分までしかさかのぼることができません。申請が遅れると、軽減の適用が遅れるので、早めに申請してください。



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けているかたに、8月1日から有効な新しい介護保険負担割合証を7月中旬に郵送します。古い介護保険負担割合証は無効となりますので、市役所へ返却してください。

※介護保険負担割合証は基本的に申請する必要はありません。紛失や破損など、再発行が必要な場合に申請してください。

